

おくやみ ガイドブック

このたびは、大切な方を亡くされ、心よりお悔やみを申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、ご葬儀の後も相続や年金、保険など様々な手続きが必要となります。

それらのうち、主に恵庭市へ申請・届け出いただく分を『おくやみガイドブック』にまとめましたのでご利用ください。

また本庁舎1階に『おくやみ窓口』を設置し、各種手続きのお手伝いをしています。
どうぞ、お気軽にご利用ください。

Q おくやみ窓口とは？

ご遺族が死亡届を提出後、市役所で行う必要がある手続きをお手伝いする窓口です。
ご利用にあたっては、事前に電話でご予約が必要です。詳細は1~2ページをご覧ください。

※おくやみ窓口をご利用せずに、担当課の窓口で直接手続きをすることもできます。

必要なものについては6~15ページをご参照ください。おくやみ窓口をご利用しない場合はお客様シートは必要ありません。

おくやみ窓口のご利用について

恵庭市では、ご遺族の負担を少しでも軽減するため、「おくやみ窓口」を設置しております。亡くなった方やご遺族の状況を伺い、必要な手続きや書類の作成をお手伝いします。ご利用については以下をお読みください。

事前に準備していただきたいこと

- 相続人代表者を決めてください。 ※ご予約時に伺います。
 - ・相続人代表者とは、相続人を代表して市役所から書類等（納付書、還付金）を受け取る方です。
 - ・亡くなった方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人全員に承継されます。
 - ・相続人代表者はあくまで手続き上の代表者であり、相続人代表者だけに納税義務や還付金を受け取る権利が発生するわけではありません。
 - ・還付金等は、相続財産として相続人間で清算してください。
 - ・相続放棄をした方は相続人代表者になることができません。
- ※固定資産の相続登記やお墓の承継は、別に手続きが必要となります。

- 各種手続き一覧（7～15ページ）をお読みいただき、必要なものをご準備ください。
- お客様シート（3～4ページ）を全てご記入ください。
- 委任状をご用意ください。（必要な場合のみ）

• 7～15ページに記載の「手続きできる方」以外の方が代理人として手続きをする場合は「委任状」が必要となります。（法定代理人や成年後見人は除きます。）



予約を行う

- 事前に必要な手続きをお調べするため、**予約制**となっています。
必ず**3開庁日前**までに電話でご予約ください。
- 予約の受付は1日2枠となります。下記より希望する時間帯をお伝えください。
①午前10時～ ②午後2時～ ※土日、祝日、年末年始を除く

ご予約はこちらまで

恵庭市役所1階 市民課 おくやみ窓口 ☎ 0123-33-3131 (内線1122)

予約受付時間 午前9時～午後5時 ※土日、祝日、年末年始を除く

※ 予約された方は予約日を記入し時間帯を○で囲んで下さい。

月 日 ①午前10時 ②午後2時 から

予約当日

- 恵庭市役所1階 おくやみ窓口へ予約した時間までにお越しください。(18ページ参照)
- 持ってくるもの 来庁する方の本人確認できるもの(6ページ参照)
記入したお客様シート(3~4ページ)
そのほか各種手続きに必要なもの

ご利用にあたって

- 手続きの内容や種類によっては、全ての手続きを終えるまで1時間以上かかることがあります。
お時間に余裕をもってご利用ください。
- 一部、手続き可能な方が限定されているものもあります。
基本的には、相続人を代表する方のご来庁をお願いします。
- 内容によっては、すべての手続きを一度に完了できない場合があります。予めご了承ください。
- 難しい手続きやご相談は、それぞれ専門の担当課をご案内することができます。
- 手続きは、おくやみ窓口をご利用しなくても、各担当課の窓口で個別に行うことができます。
- 厚生年金や共済年金の手続きについては、おくやみ窓口(市役所)で行うことができないため、お早めに下記にご連絡することをおすすめします。

【厚生年金】⇒新さっぽろ年金事務所(☎011-892-9313)

【共済年金】⇒年金を受給または加入していた共済組合

下記届出事項については事実と相違なく、私の届出した事項につき一切の責任を負うことに同意します。

また下記の情報を関係各課に提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏名

各項目へご記入ください。また、□には該当するものへチェック"✓"を入れてください。

①亡くなった方について教えてください。

氏名			カナ氏名				
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女					
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和			年	月	日	
郵便番号	〒						
住所	北海道 恵庭市			町	丁目	番・番地	号
	(マンション・アパート名)						
亡くなった日	令和 年 月 日			葬儀の日	令和 年 月 日		

②窓口に来られる(来られた)方について教えてください。

氏名			カナ氏名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和			年	月	日	
亡くなった方から見た続柄							
電話番号							

「①亡くなった方」と同一住所(以下、住所欄は記入不要)

郵便番号	〒						
住所			町	丁目	番・番地	号	
	(マンション・アパート名)						

以下は記入不要です

担当職員 記入欄

②窓口に来た方 1点／免・パ・個・住・身手・その他() 2点／資・年・介・学・その他()

③相続人代表の方 1点／免・パ・個・住・身手・その他() 2点／資・年・介・学・その他()

③相続人代表者はどなたですか。(各種通知書の受取・保険料等還付金や納付について、相続人を代表していただく方)

「②窓口に来られた方」と同じ(以下、記入不要。相続人代表者の振込先情報のみ記入してください。)

それ以外(以下に記入してください。)

氏名		カナ氏名	
生年月日	□大正 □昭和 □平成 □令和	年	月
郵便番号	〒		
住所	町 丁目 番・番地 号 (マンション・アパート名)		
亡くなった方から見た続柄		電話番号	

◎相続人代表者の振込先情報(還付金等の受取用) ※当日は通帳などの口座情報が確認できるものをお持ちください。

金融機関名称		支店等名称	
預金種別	□普通 □当座 □その他()	口座番号	
口座名義人(漢字)		口座名義人(カナ)	

※ゆうちょ銀行の場合、支店等名称の欄には振込用の店番(3桁)を記入してください。

④亡くなった方が恵庭市の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されてた場合は葬祭費の申請が行えます。申請者(喪主または施主の方)について記入してください。

「②窓口に来られた方」と同じ(記入不要)→葬祭費等の振込先情報へ

「③相続人代表者」と同じ(記入不要)→葬祭費等の振込先情報へ

それ以外(以下に記入してください。)

氏名		カナ氏名	
生年月日	□大正 □昭和 □平成 □令和	年	月
郵便番号	〒		
住所	町 丁目 番・番地 号 (マンション・アパート名)		
亡くなった方から見た続柄		電話番号	

◎葬祭費等の振込先情報(喪主又は施主の口座)

※当日は通帳などの口座情報が確認できるものをお持ちください。

「③相続人代表者」の振込先情報と同じ(記入不要)

それ以外(以下に記入してください。)

金融機関名称		支店等名称	
預金種別	□普通 □当座 □その他()	口座番号	
口座名義人(漢字)		口座名義人(カナ)	

※ゆうちょ銀行の場合、支店等名称の欄には振込用の店番(3桁)を記入してください。

亡くなったあとの手続きの流れ

ご親族の死亡

期 限

各種届出・相続 など

7 日以内

死亡届の提出

14 日以内

公共料金等の契約変更や解約
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、年金の手続き

3 か月以内

遺言書や相続財産の確認
相続放棄

4 か月以内

亡くなった方の所得税の準確定申告

10 か月以内

遺産分割協議
相続税の申告・納付
預貯金等の解約・名義変更

2 年以内

葬祭費・埋葬料の支給申請
高額療養費の請求

3 年以内

相続登記

※この他にも亡くなった方に応じて手続きが必要な場合があります。

手続きにお持ちいただくもの

手続きごとに持ち物が異なりますので、詳細は次ページ以降を参照ください。

ご遺族のもの（主なもの）

- 来庁する方の本人確認書類（必ずお持ちください。）
 - 写真付きのもの1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - 写真付きのものがない場合は、下記から2点
国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証
年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、母子健康手帳 など
- 預貯金通帳（・相続人代表者・喪主または施主・未支給年金請求者・各種手当の新しい受給者）
※（）内の方が異なる場合は、それぞれの通帳が必要です。
- 葬儀の会葬礼状（葬祭費を請求する場合）
※国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者が亡くなられると葬祭費が支給されます。
※会葬礼状に代えて、領収書の提出でも可能です。
(葬儀の代金である旨と、請求する方の氏名が明記されているもの)
- 金融機関の届出印（口座振替を申し込む場合）

亡くなった方のもの（主なもの）

※見つからないものがある場合はご相談ください。

- 年金証書
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証
- 各種受給者証、医療証
- 身体障害者手帳等の各種手帳

その他

- 亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本等
※次ページ以降の「必要なもの」に記載されている場合は必要です。
- 委任状（代理人の方が手続きを行う場合）
※次ページ以降の「手続きできる方」に該当しない方が手続きする場合は必要です。

各種手続き一覧

亡くなった方が各項目に当てはまる場合は、必要なものをご準備のうえ、お手続きください。
また、詳細が不明な場合は、事前に各担当課へご相談ください。

※「手続きできる方」のうち、親族、相続人等とは下記のとおりです。
「親族」………配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族
(親族の中でも優先順位がある場合があります。)

「相続人等」…法定相続人、相続人または受遺者

印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード

1

恵庭市で印鑑登録をしていましたか？

担当課

市民課 住民登録担当
本庁舎1階

- 亡くなった方の印鑑登録は自動的に廃止となります。
- 印鑑登録証は窓口に返却いただくか、はさみを入れて処分してください。

●必要なもの

- 印鑑登録証

●期限

- なし

●手続きできる方

- どなたでも可

2

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちでしたか？

担当課

市民課 マイナンバー担当
本庁舎1階

- 亡くなった方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは廃止となります。
- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを返却する必要はありません。処分する場合は、死亡手続きを全て終えてから処分してください。(年金や生命保険等の手続きにマイナンバーを使う場合があるため)

年 金

3

公的年金を受給していましたか？

担当課

市民課 年金担当
本庁舎1階

- 年金を受給していた(または受給せずに亡くなった)か、何の年金に加入していたかにより手続き先が異なります。

●国民年金のみの方⇒恵庭市役所市民課
●厚生年金の方⇒新さっぽろ年金事務所

札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30
☎011-892-9313

●共済年金の方⇒各共済組合

●期限

- 出来るだけ早いうちに手続きをしてください。年金加入歴により、手続き先をご案内します。

●手続きできる方

- 年金加入歴により、ご案内します。

介護保険

4

介護保険に加入していましたか?①

担当課

介護福祉課
介護保険担当
本庁舎1階⑭窓口

- 介護被保険者証や負担割合証等をご返却ください(郵送可)。

●必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 負担割合証
- 負担限度額認定証
- 社会福祉法人利用者負担軽減確認証

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 親族

5

介護保険に加入していましたか?②

担当課

介護福祉課
介護保険担当
本庁舎1階⑭窓口

- 介護保険に加入していた方が亡くなった場合、介護保険料の還付金、未納分の請求が発生することがあります。
- 相続人を代表して、介護保険料の還付や賦課徴収に関する書類を受け取る方、振込先口座を指定していただく必要があります。

●必要なもの

- 相続人の振込先口座が確認できる通帳等

●期限

- 還付金が発生していることを知った日から2年以内

●手続きできる方

- 相続人等

保健福祉

6

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていましたか?

担当課

障がい福祉課
本庁舎2階⑧窓口

- 各種手続きが終了されたら、手帳をご返却ください。
- 返却前に手帳のコピーをしておくことをお勧めします。
- 「自立支援医療受給者証」、「障がいサービス受給者証」や「タクシーチケット」をお持ちの場合はご返却ください。

●必要なもの

- 現在所持している手帳
- 各種受給者証
(お持ちの場合)

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- どなたでも可

※療育手帳については、交付されていた方が18歳未満の場合は
えにわっこ応援センター(本庁舎1階⑪窓口)にご返却ください。

国民健康保険

7

【75歳未満の方】

国民健康保険に加入していましたか?①
または国民健康保険に加入している方のいる世帯の
世帯主でしたか?

担当課

国保医療課
管理・給付担当
本庁舎1階

- 国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、国民健康保険資格確認書や
国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を
ご返却ください(郵送可)。

●必要なもの

- 国民健康保険資格確認書
- 国民健康保険限度額適用認定証
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 世帯主または同一世帯員
- 親族

8

【75歳未満の方】

国民健康保険に加入していましたか?②

担当課

国保医療課
管理・給付担当
本庁舎1階

- 国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、国民健康保険税の還付金、未納分の請求が
発生することがあります。
- 相続人を代表して、国民健康保険税の還付又は賦課徴収に関する書類を受け取る方、還付金の
振込先口座を指定いただく必要があります。

●必要なもの

- 相続人の振込先口座が
確認できる通帳等

●期限

- 還付金が発生していることを
知った日から5年以内

●手続きできる方

- 相続人等

9

【75歳未満の方】

国民健康保険に加入していましたか?③

担当課

国保医療課 納付担当
本庁舎1階

- 国民健康保険に加入していた方が亡くなつて葬儀を行つた場合、喪主または施主(葬儀を行つた方)
に葬祭費3万円が支給されます。(口座振込)
※ただし、他の健康保険から葬祭費またはそれに相当する給付を受ける方(健康保険本人
資格を喪失後3か月以内に亡くなつた場合)には、国民健康保険からは支給されません。

●必要なもの

- 会葬礼状または葬儀費用に関する領収書
(喪主または施主の氏名の記載があるもの)
- 亡くなつた方の国民健康保険資格確認書
- 喪主または施主の振込先口座が確認できるもの
- 印鑑 ※喪主または施主以外を受取人とする場合のみ必要。

●期限

- 葬儀を行つた日の
翌日から2年以内

●手続きできる方

- 喪主または施主

10

【75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方】
後期高齢者医療制度に加入していましたか？①

担当課

国保医療課
後期高齢者医療担当
本庁舎1階

- 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなった場合、後期高齢者医療資格確認書や後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証をご返却ください（郵送可）。

●必要なもの

- 後期高齢者医療資格確認書
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受領証

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 親族

11

【75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方】
後期高齢者医療制度に加入していましたか？②

担当課

国保医療課
後期高齢者医療担当
本庁舎1階

- 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなった場合、それまでお支払いいただいた後期高齢者医療保険料の還付金や、高額療養費が発生することがあります。
- 相続人を代表して、保険料還付金・高額療養費を受け取る方を指定いただく必要があります。

●必要なもの

- 相続人等の振込先口座が確認できる通帳等

●期限

- 保険料還付金・高額療養費が発生していることを知った日から2年以内

●手続きできる方

- 相続人等

12

【75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方】
後期高齢者医療制度に加入していましたか？③

担当課

国保医療課
後期高齢者医療担当
本庁舎1階

- 75歳以上の方は全員、後期高齢者医療制度に加入します。
(ただし、生活保護受給者や一部の外国籍の方を除く)
- 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなつて葬儀を行つた場合、郵送または窓口で手続きをすることで、喪主または施主（葬儀を行つた方）に葬祭費3万円が支給されます。（口座振込）

●必要なもの

- 会葬礼状または葬儀費用に関する領収書
(喪主または施主の氏名の記載があるもの)
- 亡くなつた方の後期高齢者医療資格確認書
(見当たらない場合も手続きできます。)
- 喪主または施主の振込先口座が確認できる通帳等

●期限

- 葬儀を行つた日の翌日から2年以内

●手続きできる方

- 喪主または施主
- 受取人を代理人とする場合は委任状が必要

子ども・子育て

保護者の方が亡くなった場合とお子さまが亡くなった場合で手続きが異なりますので、まずは担当課へご連絡ください。

【医療・手当】

13

子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けていましたか？

担当課

国保医療課
医療助成担当
本庁舎1階

- 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、手続きをしてください。

●必要なもの

- 個人の状況により必要な書類等が異なります。

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 親族

14

高校生年代までの子がいて児童手当を受けていましたか？

※高校生年代までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。

担当課

えにわっこ応援センター
本庁舎1階

- 受給者が亡くなった場合は、児童手当の受給者変更の手続き等が必要です。

- 受給者の配偶者が亡くなった場合、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。

●必要なもの

- マイナンバー確認書類
- 資格確認書(健康保険、後期高齢者医療)
- 請求者(対象児童と保護者)名義の預金通帳等

※手続きの内容によりその他必要な書類があります。

●期限

- 亡くなった日の翌日から
数えて15日以内

※手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

●手続きできる方

- 対象児童の保護者
- 対象児童

15

児童扶養手当を受けていましたか？

担当課

えにわっこ応援センター
本庁舎1階

- 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、手続きをしてください。

対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。

●必要なもの

- マイナンバー確認書類(申請者)
- 児童扶養手当証書
- この他、個人の状況により必要な書類等が異なります。

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 親族

※続柄の確認等が必要です。
来庁前に担当課へご連絡ください。

16

特別児童扶養手当を受けていましたか？

担当課

えにわっこ応援センター
本庁舎1階

- 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、手続きをしてください。
対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。

●必要なもの

- マイナンバー確認書類(申請者)
- この他、個人の状況により必要な書類等が異なります。

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 親族
※続柄の確認等が必要です。
来庁前に担当課へご連絡ください。

【保育・学童】

17

保育園・認定こども園に通園している子または入園申請をしている子がいますか？

担当課

幼児保育課
本庁舎2階②窓口

- 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、手続きをしてください。
対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。

●必要なもの

- 個人の状況により
必要な書類等が異なります。

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 対象児童の保護者

18

学童クラブを利用している子がいますか？

担当課

子ども政策課
本庁舎2階②窓口

- 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、手続きをしてください。
対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。

●必要なもの

- 個人の状況により
必要な書類等が異なります。

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 対象児童の保護者

ひとり親家庭相談

担当課

えにわっこ応援センター
本庁舎1階

- ひとり親家庭等の生活や経済的な問題、自立、就労、子育ての悩みなどについて情報提供や相談を
母子・父子自立相談員がお受けします。

☎0123-33-3144(直通) または 0123-33-3131(内線1231)

19

住民税の残り(未納や納期末到来分)がありますか?

担当課

税務課
本庁舎1階⑮窓口

- 亡くなる前に課税された住民税は、相続人が納める必要があります。期限内納付等が困難な場合はご相談ください。(納期末到来分がある場合、後日税務課より通知を送付いたします。)
- 1月1日にご存命で前年分の所得に対する住民税の通知時(原則6月中旬頃)に亡くなっている方等住民税の通知時にご本人がご存命でない場合は、相続人の方へ通知・納付書を送付します。なお、確定申告が必要な方が亡くなった場合は、4か月以内に相続人が「準確定申告」をしてください。

●必要なもの

- 亡くなった方との関係が分かる戸籍謄本等
- 相続放棄申述受理通知書の写し(※相続放棄した場合)
- 登録口座の銀行届出印及び通帳(※新たに口座を登録する場合)

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 相続人等

20

固定資産(家屋・土地)を所有していましたか?

担当課

税務課
本庁舎1階⑯窓口

- 亡くなる前に課税された固定資産税は、相続人が納める必要があります。
- 固定資産の所有者変更手続きが必要になります。
- 法務局に登記している土地・家屋については、法務局で相続登記手続きをしてください。
札幌法務局恵庭出張所(☎0123-32-3057)
- 法務局に登記していない家屋については、税務課へ納税義務者承継届の提出が必要です。

●必要なもの

- 亡くなった方との関係が分かる戸籍謄本等
- 相続放棄申述受理通知書の写し(※相続放棄した場合)
- 登録口座の銀行届出印及び通帳(※新たに口座を登録する場合)
- 遺産分割協議書(※作成している場合)

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 相続人等

21

軽自動車・原動機付自転車(125cc以下)
小型特殊自動車を所有していましたか?

担当課

税務課
本庁舎1階⑯窓口

- これから車両を所有する方に名義変更、または廃車手続きが必要です。

●必要なもの

- ナンバープレート(廃車する場合)
- 亡くなった方との関係が分かる戸籍謄本等
- 標識交付証明書
- 譲渡証明書(※相続人以外の名義にする場合)

●期限

- 速やかに

●手続きできる方

- 相続人等
- 現所有者

水道

22

水道契約の名義人でしたか？

担当課

水道お客様センター
第2庁舎1階

- ・ 亡くなった方が水道契約の名義人であった場合は、名義人の変更の手続きが必要となります。
- ・ 亡くなった方が名義人である水道契約を廃止にする場合は、水道契約の廃止手続きが必要となります。
- ・ 支払方法が口座振替で、亡くなった方が口座名義人である場合は、変更の手続きが必要となります。

※いずれの場合も、**水道お客様センター (☎0123-33-3166)**にご連絡ください。

●必要なもの

- ・ 特になし

●期限

- ・ 速やかに

●手続きできる方

- ・ 親族

お墓

23

恵庭墓園の使用許可を受けていましたか？

担当課

市民課 戸籍担当
本庁舎1階

- ・ 墓所の使用権者が亡くなった場合は承継手続きが必要となります。

恵庭墓園管理事務所 (☎0123-36-5600) で手続きをしてください。

●必要なもの

- ・ 恵庭墓園承継(譲渡)許可申請書
- ・ 亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本等(取得後3ヶ月以内)
- ・ 新使用権者の住民票(取得後3ヶ月以内で本籍の記載のあるもの)
- ・ 新使用権者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・ 恵庭墓園使用許可証・その他

●期限

- ・ 速やかに

●手続きできる方

- ・ 新使用権者
- ・ 親族

市営住宅

24

市営住宅にお住まいでしたか？

担当課

市営住宅課
第2庁舎3階

- ・ 住宅の名義人や同居者が亡くなったり、市営住宅等から退去する場合は手続きが必要です。

個別の状況によって必要な手続きが異なります。

●必要なもの

- ・ 個人の状況により
必要な書類等が異なります。

●期限

- ・ 速やかに

●手続きできる方

- ・ 名義人
- ・ 親族
- ・ 成年後見人等

その他

25

犬を飼っていましたか？

担当課

脱炭素推進課
本庁舎2階②窓口

- 飼い主が亡くなった場合は所有者の変更届が必要です。

●必要なもの

- 鑑札番号をメモして
お持ちください

●期限

- 犬の所有者になった日
から30日以内

●手続きできる方

- 新しい飼い主

26

農地を所有していましたか？

担当課

農業委員会事務局
本庁舎3階

- 相続等によって農地を取得した方は農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意
ください。

●必要なもの

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- 登記事項証明書(所有権移転登記後のもの)
- 所有権移転を受けた者の住民票

●期限

- 所有権移転登記後速やかに

●手続きできる方

- 農地の新しい所有者

27

森林を所有していましたか？

担当課

農政課
本庁舎3階③窓口

- 相続等によって都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林を取得した方は森林法
第10条の7の2第1項の規定により届出が必要です。

●必要なもの

- 森林の土地の所有者届出書
- 土地の位置を示す図面
- 登記事項証明書(所有権移転登記後のもの)

●期限

- 所有者となった日から90日以内

●手続きできる方

- 森林の新しい所有者

困ったときの無料法律相談

担当課

生活環境課
本庁舎2階④窓口

- 日常生活でお困りごとについて弁護士や司法書士による無料法律相談を実施しています。

※相談日は毎月の広報誌で確認してください。

ご利用には予約が必要です。お電話か窓口でお申し込みください。

☎ 0123-33-3131(内線1185)

市役所以外での主な手続き

手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるものがあります。

相続人全員の戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの一連の戸籍(除籍・改製原戸籍等)の各謄本、被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票(除票)等です。それをお問い合わせいただいでから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

運転免許証

亡くなった方の運転免許証については返納の義務はありません。
更新連絡書等の通知を停止する場合は警察署等で手続きが必要です。

不動産の名義変更(相続登記)

不動産のある地域の管轄法務局へ
札幌法務局恵庭出張所【☎ 0123-32-3057】

相続税申告

相続税が発生する場合や物納・延納相談は、10か月以内に税務署へ
札幌南税務署【☎ 011-555-3900】

NHK

受付窓口【フリーダイヤル☎ 0120-15-1515】に連絡してください。

電気・ガス・水道

管轄の営業所に連絡してください。
水道・下水道・浄化槽については恵庭市の水道お客様センター
【☎ 0123-33-3166】に連絡してください。

固定電話・携帯電話 インターネット

各会社に連絡してください。

車の名義変更

- ・ 軽自動車
→軽自動車検査協会札幌主管事務所【☎ 050-3816-1763】
で手続きしてください。
- ・ 普通自動車、自動二輪車(125ccを超えるもの)
→北海道運輸局札幌運輸支局【☎ 050-5540-2001】
で手続きしてください。

預貯金口座

各金融機関に連絡してください。

生命保険

各保険会社に連絡してください。

株式

各証券会社に連絡してください。

クレジットカード

各会社に連絡してください。

住居の賃貸契約の名義変更

不動産会社、大家などに連絡してください。

外国籍の方の在留カード等

在留カードや特別永住者証明書等を札幌出入国在留管理局に返納してください。(亡くなった日から14日以内)

パスポート

北海道パスポートセンター【☎ 011-219-3388】に連絡してください。

交通遺児奨学金

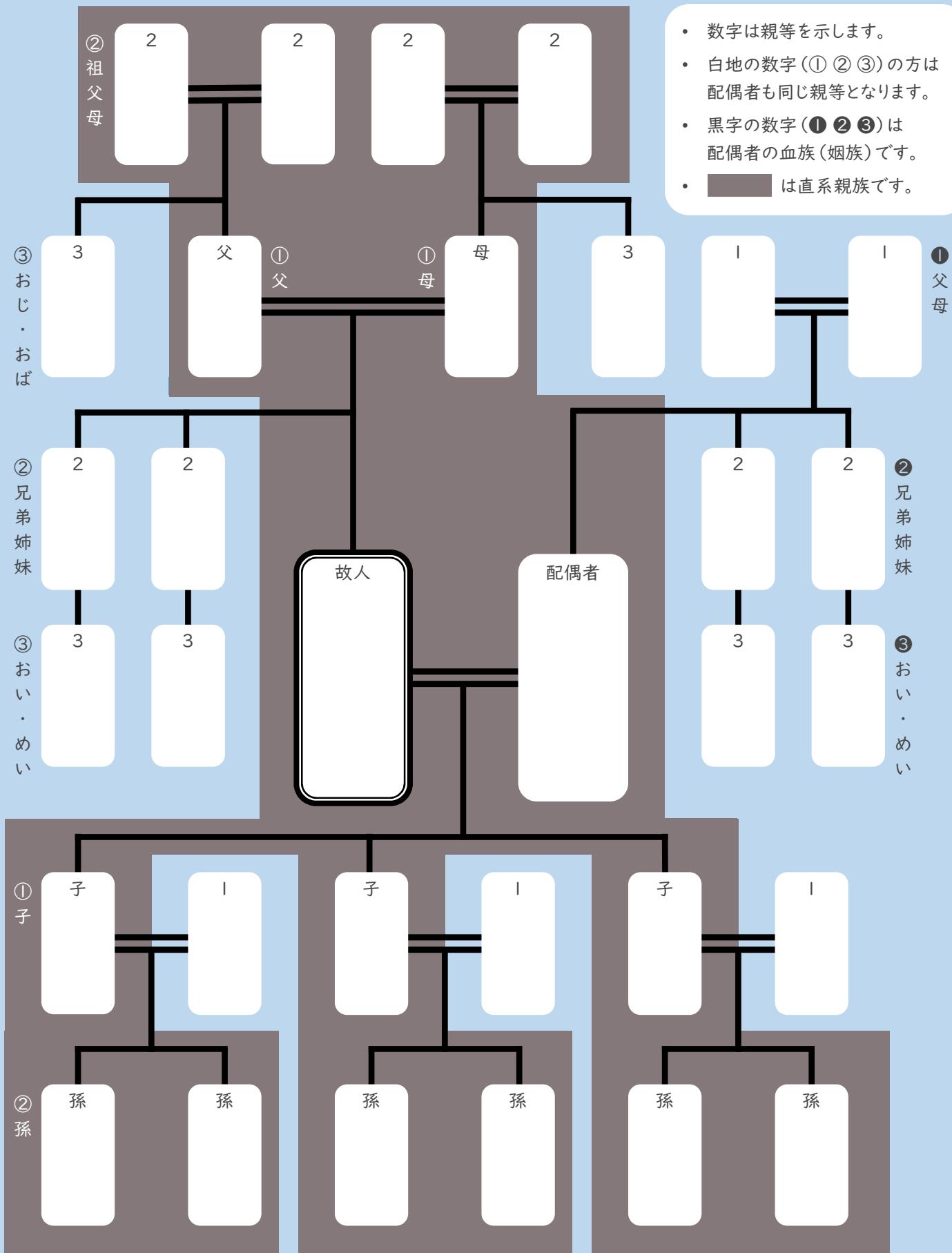
財団法人交通遺児育英会【☎ 0120-52-1286】に連絡してください。

粗大ごみ

粗大ごみ(有料指定ごみ袋に入らないもの、はみ出してしまうもので最大の辺または径が2m以内、重さが80kg以内)は有料、事前の申し込み制です。
粗大ごみコールセンター【☎ 0123-29-7440】

3親等以内の親族

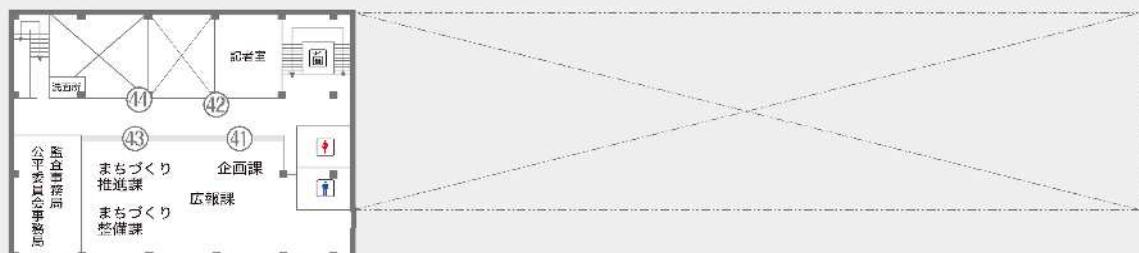
どのような親族関係であるか問われる場合があります。念のために確認しておきましょう。



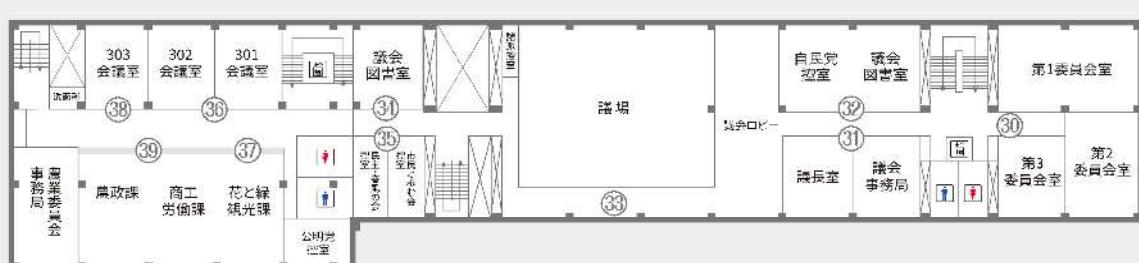
フロア案内図

Floor Guide

4F



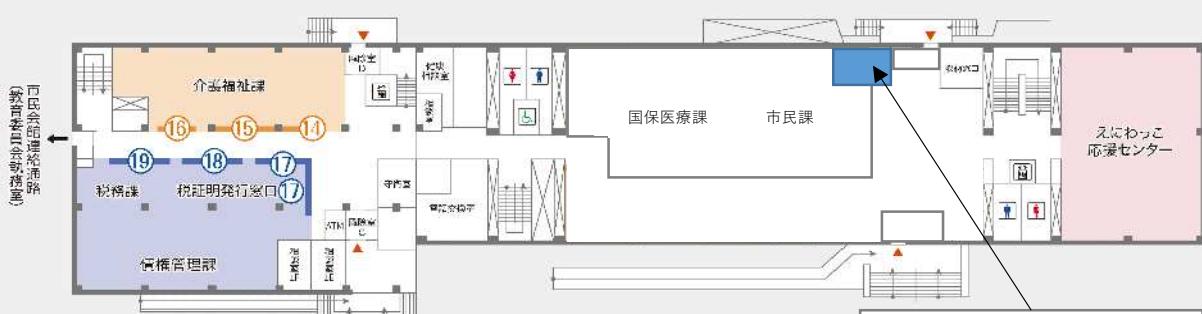
3F



2F



1F

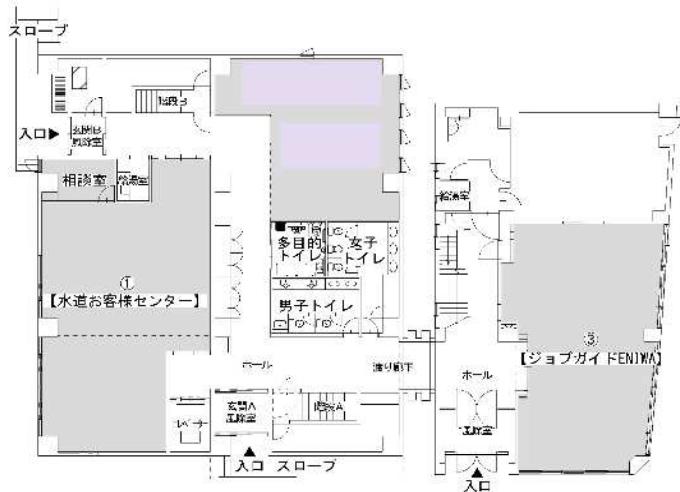


おくやみ窓口

ご予約の日時にお越しください。
券発機で番号札をとる必要はありません。

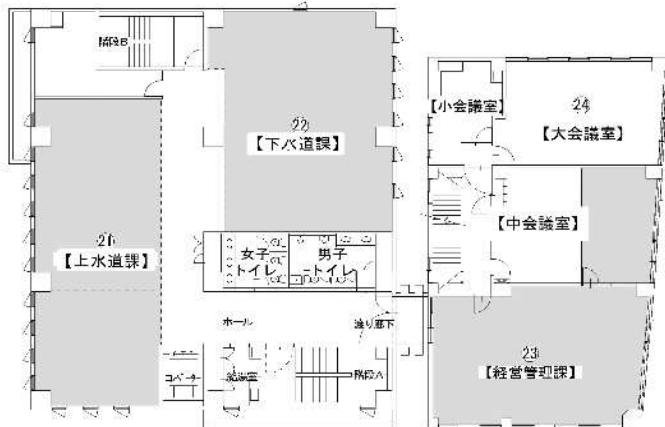
- 教育委員会（市民会館1階）御用の方は、1階・2階市民会館連絡通路をご利用願います。
- 建設部・水道部に御用の方は、「恵庭市第2庁舎」を御利用ください。（市役所正面玄関前方100m先）

第2庁舎配置図



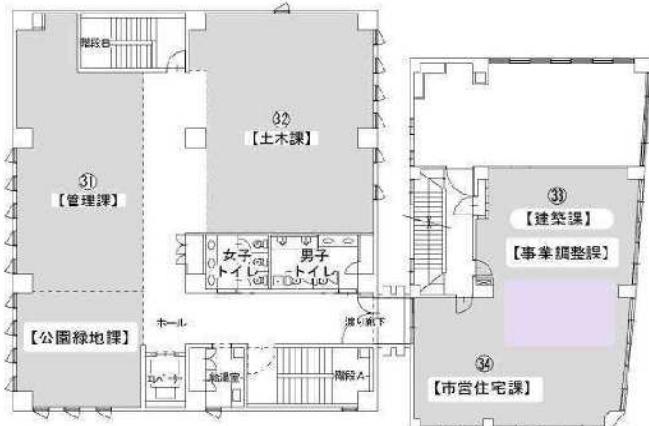
恵庭市第2庁舎 1階 平面図

水道部



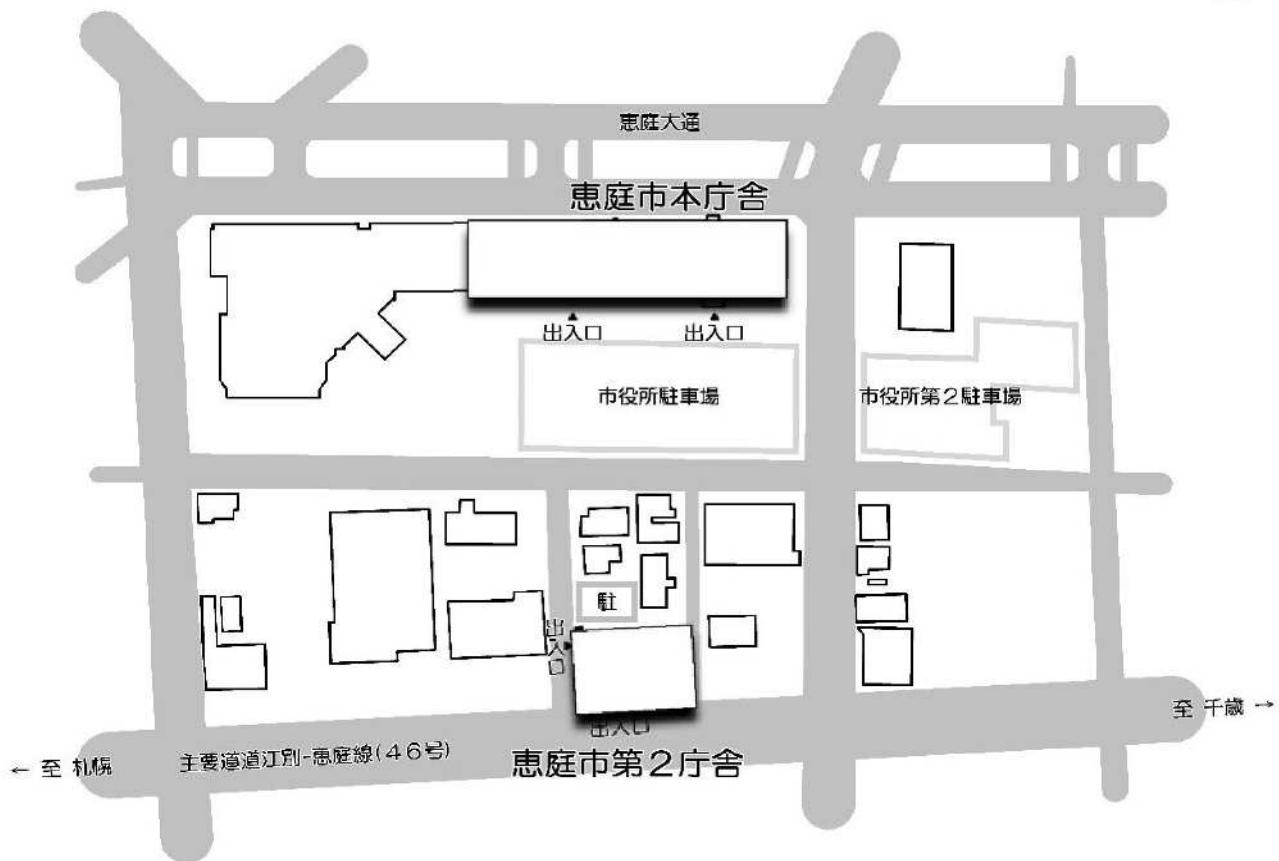
恵庭市第2庁舎 2階 平面図

建設部



恵庭市第2庁舎 3階 平面図

本庁舎・第2庁舎案内図



亡くなった方の住民票や戸籍証明の請求について

証明の種類	料金	請求できる方
住民票(除票)	300円	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある方 (自己の権利行使や義務履行に必要な場合など) ・上記の代理人(委任状が必要)
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円	
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450円	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の配偶者
除籍謄本	750円	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の戸籍に記載されている方
除籍抄本	750円	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の直系尊属(父母、祖父母)、 直系卑属(子、孫)
改製原戸籍謄本	750円	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で、正当な理由がある方 (自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)
改製原戸籍抄本	750円	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の代理人(委任状が必要)
戸籍の附票	300円	

受付窓口

・恵庭市役所1階 　・島松支所 　・恵み野出張所

本人確認書類

・1点の書類で確認を行うもの

官公庁が発行した顔写真付きの書類で有効期限内のもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者カードなど

・2点の書類で確認を行うもの

官公庁が発行した顔写真無しの書類で氏名、生年月日等が確認できるもの
資格確認書(健康保険、後期高齢者医療)、介護保険被保険者証、年金手帳など

※マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアなどに
設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で証明書を取得する
ことができます。取得できる証明の種類や料金などにつきましてはホーム
ページでご確認ください。(右のQRコードからアクセスできます。)



委任状（各種証明書請求・住民異動届出用）

*委任状は必ず頼む方（委任者）がすべてご記入し署名してください。

また、窓口に来る方（代理人）は必ず本人確認書類をお持ちください。

恵庭市長 宛

令和 年 月 日

頼む方 (委任者)	住 所			連絡先	()
	氏 名	代筆者を立てる場合のみ押印 (印)		生 年 月 日	昭・平 年 月 日 令・西暦

私は証明書の交付申請・受領、住民異動届の手続きについて、下記の者を私の代理人と定め権限を委任します。

窓口に来る方 (代理人)	住 所			委任者との関係	
	氏 名			生 年 月 日	昭・平 年 月 日 令・西暦

①住民票等の請求	必要な証明書に「○」を付けてください		世帯主・必要な方の氏名を書いてください	通数
	住民票(世帯全員)		世帯主氏名：	通
	住民票(一部)		必要な方の氏名：	通
	除票		必要な方の氏名：	通
	その他 ()		必要な方の氏名：	通
	使用目的：車の購入・名義変更、登記関係、免許の取得、年金手続、その他()			
◎必要な記載があれば、下記から選択もしくは記入してください。記載の意思表示が無い場合も省略となります。				
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主・続柄の表示 (必要 · 不要) (外国人の方のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・筆頭者の表示 (必要 · 不要) <input checked="" type="checkbox"/> 国籍の表示 (必要 · 不要) <input checked="" type="checkbox"/> 備考欄の表示 (必要 · 不要) <input checked="" type="checkbox"/> 在留情報（第30条45規定） (必要 · 不要) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバー (必要 · 不要) ※住民票コード及び個人番号（マイナンバー）が必要な場合は、委任者への郵送となりますので、郵送用の切手・封筒をご用意して窓口にお越しください。直接代理人の方に交付することはできませんので、ご了承ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票コード (必要 · 不要)				

②戸籍証明等の請求	本 種	恵庭市			
	筆頭者氏名				
	戸籍全部事項証明(謄本)				通
	戸籍個人事項証明(抄本)		必要な方の氏名：		通
	除籍・改製原戸籍謄本(全部)				通
	除籍・改製原戸籍抄本(個人)		必要な方の氏名：		通
	戸籍の附票		全部 · 一部 (氏名：)		通
			本籍・筆頭者の表示(有・無) 在外選挙登録地の表示(有・無)		
	附票の廃棄済証明書				通
	身分証明書		必要な方の氏名：		通
その他()		必要な方の氏名：		通	
使用目的：					

③住所変更などの手続	該当する手続き を選びチェック してください	【委任事項】 <input type="checkbox"/> 転入届 <input type="checkbox"/> 転居届（市内間の異動） <input type="checkbox"/> 転出届 <input type="checkbox"/> 世帯変更届			
		【委任理由】 <input type="checkbox"/> 疾病のため <input type="checkbox"/> 仕事のため <input type="checkbox"/> その他 ()			

委任状（各種証明書請求・住民異動届出用）

恵庭市長宛

令和〇年〇〇月〇〇日

頼む方 (委任者)	住所	恵庭市京町1番地	連絡先	090(xxxx)yyyy
	氏名	恵庭 太郎	自書であれば印鑑は不要です	生年月日 (昭和・平成) xx年 xx月 yy日

私は証明書の交付申請・受領及び住民異動届の手続きについて、下記の者を私の代理人と定め権限を委任します。

窓口に来る方 (代理人)	住所	恵庭市新町10番地	委任者との関係	親族
	氏名	恵庭 二郎	生年月日 (昭和・平成) yy年 bb月 yy日	

頼む方(委任者)がすべて記入してください。

必要な項目を選択し記入してください

①住民票の委任項目 ②戸籍証明書の委任項目 ③住民異動届出の委任項目

① 住民票等 の請求	必要な証明書に「〇」を付けてください		世帯主・必要な方の氏名を書いてください	通数
	住民票(世帯全員)	〇	世帯主氏名: 恵庭 太郎	1 通
	住民票(一部)		必要な方の氏名:	通
	除票		必要な方の氏名:	通
	その他 ()		必要な方の氏名:	通
	使用目的: 車の購入・名義変更、登記関係、免許の取得、年金手続、その他(職場に提出するため)			
	◎必要な記載があれば、下記から選択もしくは記入してください。記載の意思表示が無い場合も省略となります。			
●世帯主・続柄の表示 ●本籍・筆頭者の表示 ●備考欄の表示 ●マイナンバー ●住民票コード		(必要) 〇 不要) (外国人の方のみ) (必要) 〇 不要) ●国籍の表示 (必要) 〇 不要) (必要) 〇 不要) ●在留情報(第30条45規定) (必要) 〇 不要) (必要) 〇 不要) ※住民票コード及び個人番号(マイナンバー)が必要な場合は、委任者への郵送となりますので、郵送用の切手・封筒をご用意して窓口にお越しください。直接代理人の方に交付することはできませんので、ご了承ください。		

② 戸籍証明等 の請求	本籍	恵庭市 京町1番地	
	筆頭者氏名	恵庭 太郎	
	戸籍全部事項証明(謄本)		1
	戸籍個人事項証明(抄本)	必要な方の氏名:	通
	除籍・改製原戸籍謄本(全部)		通
	除籍・改製原戸籍抄本(個人)	必要な方の氏名:	通
	戸籍の附票	全部・一部(氏名:) 本籍・筆頭者の表示(有・無)在外選挙登録地の表示(有・無)	1 通
	附票の廃棄済証明書		通
	身分証明書	必要な方の氏名:	通
	その他()	必要な方の氏名:	通
使用目的:			

③住所変更などの手続	該当する手続きを選びチェックしてください	【委任事項】 <input checked="" type="checkbox"/> 転入届 <input type="checkbox"/> 転居届(市内間の異動) <input type="checkbox"/> 転出届 <input type="checkbox"/> 世帯変更届
		【委任理由】 <input type="checkbox"/> 疾病のため <input checked="" type="checkbox"/> 仕事のため <input type="checkbox"/> その他()